

大和市告示第 6 9 号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

大和市長 古谷田 力

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成 1 9 年大和市告示第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 子ども見守りシステム導入助成事業

第 4 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

附則第 3 項を削る。

別表第 1 保育士宿舍借り上げ支援事業費の項中「平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日付け厚生労働省発子 1 0 1 7 第 5 号厚生労働事務次官通知」を「令和 5 年 1 0 月 1 2 日付けこ成事第 5 2 0 号こども家庭庁長官通知」に改め、同項の次に次のように加える。

子 ども 見 守 り シ ス テ ム 導 入 助 成 事 業 費	民間保育所、認定 こども園（幼保連 携型認定こども園 に限る。）及び家 庭的保育事業等 （居宅訪問型保育 事業を除く。）	国保育対策要綱第 3 項第 2 3 号②に規定する 環境改善事業（安全対策事業）（認可保育所 等設置支援等事業の実施について（令和 5 年 4 月 1 9 日付けこ成保第 1 5 号こども家庭庁 成育局長通知）別添 5 保育環境改善等事業実 施要綱第 3 項第 2 号④イに規定する事業に限 る。）を実施するために必要な経費（国保育 対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）	国保育対 策要綱別 表に規定 する基準 額
---	--	--	-----------------------------------

別表第 1 保育所等業務効率化推進事業費の項対象経費の欄及び補助基準額の欄を次のように改める。

令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金	令和 5 年度
--------------------------------------	---------

（保育所等改修費等支援事業等（令和５年度補正予算分）分）の国庫補助 について（令和６年７月３１日付けこ成保第７２９号こども家庭庁長官通 知）別紙令和６年度（令和５年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費 補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和５年度補正予算分）分）交付 要綱（以下「令和５年度繰越分国保育対策要綱」という。）第３項第２号 ①及び②に掲げる事業を実施するために必要な経費（令和５年度繰越分国 保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）	繰越分国保 育対策要綱 別表に規定 する基準額
--	----------------------------------

別表第１一時預かり事業費の項中「第２条第１１号」を「第２条第１４号」に、「限る」を「限り、同表一時預かり事業（別添１１）、一時預かり事業（一般分）の項第３欄第１項第１号オ及び第４号ウに規定する利用者負担軽減に係る経費を除く」に、「平成２７年７月１７日付け２７文科初第２３８号文部科学省初等中等教育局長・雇児発０７１７第１１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和６年３月３０日付け５文科初第２５９２号文部科学省初等中等教育局長・こ成保第１９１号こども家庭庁成育局長通知」に改め、同表保育補助者雇上強化事業費の項中「対象経費に限る」を「対象経費に限り、保育人材確保事業の実施について（令和６年５月３０日付けこ成保第３１２号こども家庭庁成育局長通知。以下「保育人材確保事業通知」という。）別添７保育補助者雇上強化事業実施要綱第５項第２号に規定する有資格保育補助者の雇上げに係る経費を除く」に改め、同表保育体制強化事業費の項中「及び認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）」を「、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）」に改め、「対象経費」の次に「（ただし、保育人材確保事業通知別添６保育体制強化事業実施要綱第４項第１号に規定する保育支援者の配置に係る経費にあつては、民間保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。）」を加え、同表休日保育事業費の項中「第１２条の４第６項」を「第１２条の５第６項」に、同項補助基準額の欄第３号中「国基準保育士等数（」を「休日保育を実施するために必要な保育士等数（留意事項通知別紙２（保育所（保育認定２・３号））Ⅱ１（２）アｉの規定中「３歳児２０人につき１人、１，２歳児６人につき１人」とあるのを、「３歳児１６人につき１人、２歳児６人につき１人、１歳児４人につき１人」と読み替えて算出した保育士等の数をいい、以下「休日保育実施保育士等数」という。）（」に、「国基準保育士等数」を「休日保育実施保育士等数」に改め、同欄第４号中「保育士等の数」を「休日保育実施保育士等数」に改め、同表保育士確保支援事業費の項中「国基準保育士等数を超える数の」を削り、同表保育士加配事業費の項補助基準額の欄第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

(大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱（令和4年大和市告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同表6の項補助基準額の欄第1号中「第2号」を「2の項」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 幼稚園教諭確保支援事業費	市内に設置された幼稚園	幼稚園教諭（教 育職員免許法 （昭和24年法 律第147号） 別表第1に規定 する幼稚園教諭 の免許状を有す る者をいう。以 下同じ。）を雇 用するために必 要な経費	民間保育所等要綱別表第1、保育士確保支援事業費の項補助基準額の欄に定める補助基準額とし、次の各号に掲げるものを複数実施しない場合は当該基準額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、同項の規定中「保育士等」とあるのは、「幼稚園教諭」と読み替えるものとする。 (1) 一時預かりの年間延べ実施日数が200日以上であること。 (2) 5の項に掲げる補助金の算定の基礎となる児童が在籍すること。 (3) 当該年度の10月1日において、満3歳に達する日以後の市内に居住する児童（子ども・子育て支援法第19条第1号若しくは第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた者又は同法第30条の4第1号若しくは第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第30条の5第1項の認定を受けた者に限る。）が在籍すること。
----------------	-------------	---	---

附 則

(施行期日等)

- この要綱中第1条の規定は公表の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（別表第1一時預かり事業費の項の改正規定（「限る」を「限り、同表一時預かり事業（別添11）、一時預かり事業（一般分）の項第3欄第1項第1号才及び第4号ウに規定する利用者負担軽減に係る経費を除く」に改める部分に限る。）及び同表保育補助者雇上強化事業費の項の改正規定を除く。）による改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱別表第

1の規定は、令和6年4月1日から適用する。